

自動車騒音常時監視業務実施報告

1. 業務目的

騒音規制法に基づき、自動車交通騒音及び建物の立地状況等を調査し、幹線道路に面する地域における環境基準達成状況を把握することを目的としています。

2. 調査期間

平成27年度のデータの測定は、平成27年11月12日から平成27年11月13日にかけて実施した。

3. 調査区間

本市では、17路線測定することとしており、そのうち平成27年度測定した区間は次のとおりです。

番号	路線名	始点	終点	延長 (km)	H27 測定	H28 測定(予定)
1	一般国道8号	二日市	御経塚	1.4		
2	一般国道8号	二日市	三日市町	0.9		
3	一般国道8号	三日市町	蓮花寺町	0.6		
4	一般国道157号	押野	横宮町	1.0		
5	一般国道157号	若松町	三日市町	1.8		
6	主要地方道金沢小松線	新庄	新庄	0.2		
7	主要地方道金沢小松線	新庄	上林	0.4		
8	一般県道野々市西金沢 停車場線	横宮町	押野	1.5		
9	一般県道野々市鶴来線	若松町	栗田	2.3	○	
10	一般県道野々市鶴来線	栗田	新庄	1.3	○	
11	一般県道野々市鶴来線	新庄	新庄	0.4	○	
12	一般県道額谷三浦線	栗田	栗田	0.7		
13	一般県道矢作松任線	矢作	下林	1.1		
14	一般県道窪野々市線	横宮町	高橋町	1.6		○
15	一般県道宮永横川町線	二日市	押野	1.4		○
16	一般県道三日市松任線	三日市町	徳用町	0.4		
17	一般県道倉部金沢線	御経塚	御経塚	0.1		

4. 調査結果の概要

平成27年度の調査区間における面的評価の結果は、次のとおりです。達成率は環境基準の達成率を示しています。

(上段:% 下段:戸)

幹線名	評価区間接続路線		評価戸数(戸)	昼間の達成率	夜間の達成率	昼間・夜間との達成率
	起点側	終点側				
一般県道 野々市鶴来線	一般国道157号	一般県道 額谷三浦線	524	99.8	100.0	99.8
				523	524	523
一般県道 野々市鶴来線	一般県道 額谷三浦線	主要地方道 金沢小松線	324	98.8	94.8	94.8
				320	307	307
一般県道 野々市鶴来線	主要地方道 金沢小松線	新庄1丁目86先	142	98.6	100.0	98.6
				140	142	140
全体			990	99.3	98.3	98.0
				983	973	970
幹線名	評価区間接続路線		近接空間評価 戸数(戸)	昼間の達成率	夜間の達成率	昼間・夜間との 達成率
	起点側	終点側				
一般県道 野々市鶴来線	一般国道157号	一般県道 額谷三浦線	183	100.0	100.0	100.0
				183	183	183
一般県道 野々市鶴来線	一般県道 額谷三浦線	主要地方道 金沢小松線	123	100.0	100.0	100.0
				123	123	123
一般県道 野々市鶴来線	主要地方道 金沢小松線	新庄1丁目86先	42	100.0	100.0	100.0
				42	42	42
全体			348	100.0	100.0	100.0
				348	348	348
幹線名	評価区間接続路線		非近接空間評 価戸数(戸)	昼間の達成率	夜間の達成率	昼間・夜間との 達成率
	起点側	終点側				
一般県道 野々市鶴来線	一般国道157号	一般県道 額谷三浦線	341	99.7	100.0	99.7
				340	341	340
一般県道 野々市鶴来線	一般県道 額谷三浦線	主要地方道 金沢小松線	201	98.0	91.5	91.5
				197	184	184
一般県道 野々市鶴来線	主要地方道 金沢小松線	新庄1丁目86先	100	98.0	100.0	98.0
				98	100	98
全体			642	98.9	97.4	96.9
				635	625	622

5. 参考（自動車騒音の要請限度）

平成27年度の調査区間において、騒音が要請限度を超えたところはありませんでした。

用途地域	路線名	要請限度値 (dB)	測定値 (dB)	適否	車線数
	測定地点				
準工業地域	一般県道野々市鶴来線	昼間:75	68	○	2
	矢作4丁目	夜間:70	63	○	
第二種住居地域	一般県道野々市鶴来線	昼間:70	68	○	2
	新庄3丁目	夜間:65	63	○	
第二種住居地域	一般県道野々市鶴来線	昼間:70	69	○	2
	新庄1丁目	夜間:65	62	○	

6. 用語の説明

(1) 面的評価

幹線道路（高速道路、国道、県道、4車線以上の市道等）を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表となる1地点の等価騒音レベルを測定することにより、評価区間内の道路端から50mの範囲にあるすべての住居等の等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成した戸数や割合を評価するものです。

(2) 等価騒音レベル

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものです。

(3) 近接空間及び非近接空間

面的評価を行う幹線道路から50mの範囲にあるもののうち、次の①、②を近接空間といい、それ以外を非近接空間といいます。

① 2車線以下の車線を有する幹線道路は、道路端から15m以内の範囲

② 2車線を超える車線を有する幹線道路は、道路端から20m以内の範囲

(4) 要請限度

自動車騒音の限度をいい、市町村長は、その限度を超えることによって道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定に基づく措置を講じるよう要請します。